令 和 4 年 9 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

江南市議会厚生文教委員会会議録

令和4年9月20日〔火曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第60号 令和4年度江南市一般会計補正予算(第7号)

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正

第3条 債務負担行為の補正

議案第66号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 令和3年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 令和3年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて

請願第17号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅 持及び拡充を求める請願書

行政視察について

常任委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会

出席委員(6名)

委員長 片山裕之君 石 原 資 泰 君 副委員長 委 員 宮 地友治君 委 員 掛 布 まち子 君 田達男君 岡本英明君 委 員 宮 委 員

欠席委員(0名)

委員外議員(8名)

 議長
 堀
 元君
 議員
 野下達哉君

 議員
 古池勝英君
 議員
 牧野圭佑君

 議員
 中野裕二君
 議員
 大 薮 豊 数 君

 議員
 長尾光春君
 議員田村徳周君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石 黒 稔 通 君 副主幹 前 田 昌 彦 君 主 任 駒 寛 明 君 主 智 史 君 田 任 岩 田

説明のため出席した者の職、氏名

教育長 村 良 弘 君

健康福祉部長 松本朋彦君

教育部長 梅本孝哉君

こども未来部長兼こども未来部保育課長

貝 瀬 隆 志 君

高齢者生きがい課長 平野優子君

高齢者生きがい課主幹 間宮 徹君

高齢者生きがい課副主幹 土 谷 武 史 君

保険年金課長 三輪 崇志 君

保険年金課副主幹 三 浦 理 恵 君

生涯学習課長兼少年センター所長 可児 孝 之 君

生涯学習課副主幹 安藤裕美君

○委員長 それでは、お時間となりましたので、先日に引き続きまして、厚 生文教委員会を開きます。

議案第60号 令和4年度江南市一般会計補正予算(第7号)

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正

第3条 債務負担行為の補正

- ○委員長 先日の議案第60号 令和4年度江南市一般会計補正予算(第7号)の生涯学習課の審査に当たり、久昌寺解体工事に係る資料の提出を求めておりましたが、この件について当局より説明をお願いします。
- ○教育部長 久昌寺の解体工事一時中断に伴う損失補償金の支払金額の根拠 となる書面を解体工事業者に提示していただくよう久昌寺の所有者に働きか けるように9月16日の厚生文教委員会におきまして委員長より要請がありま した。その結果につきまして、生涯学習課長から報告させていただきますの で、よろしくお願いいたします。
- ○生涯学習課長兼少年センター所長 先日の委員会のほうで御指摘をいただきました損失補償費の根拠ということで、書類ですね。9月16日の金曜日のお昼に、今回委任状をいただきました代理人の方に、久昌寺所有者の代理人の方に携帯電話のほうにお電話をいたしました。そのときに、今回の根拠書類について、こういうものが要るよということで説明をさせていただきまして、解体工事業者のほうに直接確認してほしいということがありましたが、私どもから直接解体工事業者にお願いすることができないので、所有者のほうに一度解体工事業者に連絡をしていただきまして、市が直接伺うことにつ

いて了承していただきたいということでお伝えをいたしました。所有者からは確認いたしますということで、回答をいただきました。その後、お電話を金曜日が4回、今の最初の電話を含めると5回、あと日曜日に1回、月曜日に1回お電話をいたしましたが、全て留守番電話になっておりまして、留守番電話のほうには連絡をいただくようにお伝えをしましたが、返信というか連絡のほうはありませんでした。ということで、書類のほうは今のところ用意はできませんでした。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

この件に関しまして、見積り等あっても、正確な請求書等々が最新のもの、もしあれば資料として、所有者の方に依頼のほうお願いしますという形で、そういう意見が多かったものですから、今委員長としてお願いをしたものです。ですけれども、期限を今日の9時30分までというふうに期限を切りました。それに関しては、それ以上延ばすと審査のほうができなくなってしまうもんですから、期限を切ったということですけども、生涯学習課のほうからお休みにも限らず、連絡のほうを取っていただきましたけれども連絡が取れなかったという結果でございました。

それで、休み前にこの損失額計算書というのを皆様にお配りさせていただきました。最終的に、前回の金曜日の時点では、この損失額計算書に関しては、この金額については工事発注会社より請求を受けている金額ですという、これは間違いないものですという形で印鑑を押して、所有者の方から来てるものですから、これ以上の詮索もできないな、検索はできないなという形で、委員会のほうの委員の方も納得していただいたという書類です。それに加えて、ほかの資料、請求書等を何とか取り寄せることできないかという形で依頼したんですけれども、日程的にちょっと厳しい、相手方から連絡がなかなか取れなかったという結果でございました。

それに関しまして、資料について提出がなかったということでございますので、金曜日と状況が全く変わらないため、これをもって質疑を終結し、採決に移りたいと思います。

○掛布委員 すみません、ちょっと最後の辺のくちゃくちゃという答弁で、 よく理解できなかったんですけれども、結局、久昌寺の代理人の方に何度も 電話をしたけども、連絡が取れずじまいで今日を迎えたということと、あと、 1回最初に連絡が取れた段階の代理人の方との交渉では、直接市から解体業 者のほうに、そういった根拠となる書類が出せないか、市と解体業者で交渉 してほしいというふうに言われたということですけれども、その後、市とし て解体業者に連絡を取られたのでしょうか。

- ○生涯学習課長兼少年センター所長 最初の電話では、直接やり取りは私の ほうからは、こちらのほうからは、了解していただかないとできないので、 その辺りを了解を取っていただきたいということでお願いをしました。ただ、 その回答が得られませんでしたので、直接やり取りはしておりません。
- ○掛布委員 もっとややこしい話で、結局、市と行政が直接話をして交渉することはできない立場であるので、その代理人の方に市が解体業者に話をするよということを了解してほしいと、そのように代理人の方にお願いしたけれども、代理人からの返答がなくて今日を迎えたという、そういうことなんですね。
- ○生涯学習課長兼少年センター所長 はい。そのとおりでございます。
- ○掛布委員 もしもですよ、もしもの話をしてはいけないんですけれども、 了解がもし解体業者と市で連絡を取って話をしていいよということに、代理 人の方の了解、業者の了解が得られたら、市は解体業者と交渉をして根拠の 書類を出してくださいという要求はできるんですか。
- ○生涯学習課長兼少年センター所長 全て所有者の方と解体工事業者の方が 全て了承していただいた上で、書類を提出していただくということを御理解 いただけるのであれば可能だとは思います。
- ○委員長 よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 じゃあ、委員外議員の長尾議員から発言したいという申出がありますので、発言を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○長尾議員 ちょうど聞きたいところを掛布議員が委員として聞いていただいたので、そこの続きだけ確認させてください。
 - 5月27日の日には、解体事業者と聞き取りのほうに行かれているというこ

とで、そのときの手続は久昌寺所有者の方から解体事業者に一度連絡取っていただいて、直接交渉してもいいよという、そういう手続が行われたからできたということで、今回はそれができなかったということで、よろしかったでしょうか。

- ○生涯学習課長兼少年センター所長 そうですね。 5 月27日、前の 5 月の段階のやり取りと同じような手続をさせていただいて、今回はそれができなかったということでございます。
- ○委員長 よろしいですか。

先ほども私、言いましたけれども、先日頂いた、この損失額計算書、こちらのほうは議会の閉会日のほうにもコピーとしてお渡しするという形ですねというふうに了解を取っておりますので、こちらのほうで皆さんも理解をしていただくという形でよろしいですか。

ここで、質疑を終結して採決に移りたいと思います。

- ○宮田委員 ちょっと、今の当局側の返答を受けて、少し私も、委員として ですけど会派のほうでちょっと意見を統一したいと思うんで、少し暫時休憩 を求めてもよろしいでしょうか。採決の前に暫時休憩をちょっと求めたいん ですけど。
- ○委員長 会派のほうで意見をまとめるということですか。
- ○宮田委員 はい。
- ○委員長 じゃあ、暫時休憩にします。

午前9時39分 休 憩

午前10時20分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。 議案第60号のほうの採決をいたしますが、暫時休憩します。

 午前10時21分
 休憩

 午前10時21分
 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第60号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

「替成者举手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されま した。

議案第66号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認 定について

○委員長 続いて、議案第66号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計歳 入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

〇保険年金課長 議案第66号 令和3年度江南市国民健康保険特別会計歳入 歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

決算書の355ページをお願いいたします。

歳入につきましては、356ページ、357ページ上段、1 款国民健康保険税から、360ページ、361ページの7 款繰越金まででございます。

続きまして、歳出でございますが、362ページ、363ページ上段、1款総務 費から、366ページ、367ページ、8款予備費まででございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

- ○委員長 それでは、これより質疑を行います。 質疑はありますか。
- ○掛布委員 決算書の356ページ、357ページの最上段にあります歳入の国民健康保険税の調定額、収入済額、収入未済額についてですけれども、調定額が約23億円に対して収入済額が約18億円、収入未済が約4億5,000万円という。収入済額が18億円に対して未済、滞納が4億5,000万円という、すさまじい額の滞納の比率になっております。これでもまだかつてよりはよくなったような気がいたしますけれども、このすごい額の収入未済ですね。実際、国保世帯が何世帯あって、そのうちこの収入未済をつくり出しているもとになっている滞納世帯が何世帯ぐらいあるのか、その数を教えていただきたいと思います。
- ○保険年金課長 滞納世帯の数ですが、滞納世帯は1,774世帯になります。 あと個々の世帯数ですけれど、令和3年度末で申し上げますと1万2,022世

帯になります。

○掛布委員 そうすると、1万2,022世帯中、滞納世帯が1,774世帯ということは、それこそ十何%の滞納率、世帯数でいくと。割れば分かるわけですけれども、すごいことになっているなと思います。

滞納世帯に対して、資格証は江南市は以前から発行されていないということで、それは安心できるんですけれども、6か月間の短期証を依然発行されていると思うんですけれども、短期証の発行世帯が何世帯あって、そのうち実際、滞納世帯の手元にお届けできていない、要するに実質保険証がない状態になっている、手元にない世帯は何世帯あるんでしょうか。

- ○保険年金課長 まず、先ほどの回答の中で、国保の世帯数、滞納の世帯数 を申し上げたんですけれど、こちらは現在資格を喪失している世帯もございますので、先ほど委員言われた10%超えているというところの数字は、ちょっと数字のほうが変わってくるかと思います。
- ○掛布委員 じゃあ、資格喪失世帯を除いた実質の滞納世帯も教えてください。
- ○保険年金課長 世帯数は1,073件なんですけれど、そのうち、今資格がない世帯の滞納額というのはちょっと把握しておりませんので、申し訳ございません。

続きまして、先ほど質問がございました短期証の件なんですけれど、短期証は対象の世帯が令和4年2月に更新した分で317世帯ございまして、そのうちお届けできていない世帯は36世帯になります。

- ○掛布委員 実質手元にないということは、その方が病気になった場合は家族も含めて10割負担になって、ただでさえ保険税が払えなくて短期証の方が10割負担は払えないわけなので、実質医者にかかるのをちゅうちょせざるを得ないということなんですけど、手元に届いていない36世帯の理由というのはつかんでおられるんでしょうか。
- ○保険年金課長 短期証でも、郵送でちょっと短い6か月というものを送る 方と、相談してくださいといって相談後に交付する方が見えるんですけれど、 郵送対象者でそのまま宛てどころがないというところで戻ってきた件数が19 件、あとは相談後交付するということで来庁相談に見えなかった方が15件に

なります。

○掛布委員 ありがとうございます。

あと、その低い国保税の収納率と、本当に調定額の約2割が収入未済でたまっていっちゃっているような状況の中で、収入率を上げるためにはやはり払える国保税にして、本当に気持ちよく払っていただける、この額なら払えるということでしていくことがとても大事だと思います。

やはり今、滞納世帯の中をしっかり分析していただくと、所得段階は低所得の方がすごく多いわけなんですけど、所得段階によって実際どこで滞納、どの所得段階のところで滞納が発生しているかということはすごくよく分かって、ここに対策を取れば収納率が上がるという、そういうことはやっていただいているんでしょうか。

- ○保険年金課長 収納対策のほうなんですけれど、所得段階別でということで数字のほうは把握をしておりますが、その所得というものが実際の現段階の所得、国保で計算する際には前年の所得なんですけれど、現段階でもらっている所得というのはどうしてもその都度把握することが難しいもんですから、そちらのほうに関しては1件1件丁寧にお話を聞いて分納なりという相談をさせていただいているところでございます。
- ○掛布委員 そうすると、所得段階別の滞納状況というか、そういうのは一 応つかんでいただいていると今の答弁で解釈してよろしいんですか。
- ○保険年金課長 国民健康保険の所得段階別の……、申し訳ございません。 賦課の状況のほうは所得段階で把握はしておりますけれど、滞納の金額に よる件数しか把握しておりませんので、滞納世帯がどれぐらいの所得があっ て、滞納がどれぐらいあるという数字のほうは、申し訳ございません、把握 しておりません。
- ○掛布委員 いつも商工団体と交渉するときに、やはり低所得の所得段階のところで滞納が大量に発生しているはずだから、よその自治体の状況を見ると、江南市でもぜひきちんと把握をして、そこに手を打って、気持ちよく払っていただけるような保険料に、その層を下げることによって収納率も上がると。結果的に、保険税未済額が減って、保険税収入が上がるということは他の自治体でも経験がありますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

あと2点だけ。

1つは、コロナ減免を令和2年度に続いて令和3年度もやっていただいていますけれども、令和3年度の件数と減免額を令和2年度と比較して教えていただきたい。

もう一つは、コロナにかかった方、あるいは濃厚接触者になって仕事ができなくなった被用者に対してのコロナ傷病手当金の支給というのを令和2年度に続いて令和3年度もやられていると思いますけれども、令和3年度では何人、幾らを支給されたのかということを教えてください。

○保険年金課長 まず、コロナの減免の状況でございますが、令和3年度の数字を申し上げますと、金額のほうが616万5,600円、36世帯分になります。令和2年度について申し上げますと、金額のほうは4,068万4,700円、件数のほうは令和2年度は令和元年度の分も含めておりますので延べ世帯にはなってしまうんですけれど、延べ世帯として353世帯になります。

あと、傷病手当のほうなんですけれど、傷病手当のほうは、令和3年度につきましては4件ございまして、金額のほうが17万2,931円になります。あと令和2年度につきましては、1件でございまして16万5,600円となっております。

- ○掛布委員 令和2年度がお一人で16万5,600円の手当金だったのに対して、令和3年度が4人で17万って何か少ないような気がするんですけど、これはどういうことかということと、やっぱり被用者しかコロナにかかっても傷病手当金が国保から出ないということで、やっぱり一番必要な事業主その人がコロナで倒れて10日間とか動けなくなることによって、その事業所、中小零細の場合だと全く事業所が回っていかなくなるわけなので、事業主から手当金が出ないかというような、そういった問合せはなかったんでしょうか。
- ○保険年金課長 まず、1点目のほうですけれど、令和2年度と令和3年度で件数に対する金額が、令和2年度のほうが高いというお話だったと思うんですけれど、こちらは令和2年度のコロナでのいわゆる待機期間というか、お休みしないといけない期間が令和2年度のほうがすごく長かったというところが大きく影響しているかと考えております。

あとは事業主のほうからコロナ傷病金ということで問合せはあったかどう

か、正確に件数のほうは把握していないんですけれど、そういう問合せはあったと聞いておりまして、そのときには、江南市の今の傷病手当金の制度の説明をさせていただいているところでございます。

○委員長 ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた します。

暫時休憩します。

 午前10時35分
 休憩

 午前10時36分
 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第66号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されま した。

議案第68号 令和3年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

○委員長 続きまして、議案第68号 令和3年度江南市介護保険特別会計歳 入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第68号 令和3年度江南市介護保険 特別会計歳入歳出決算認定につきまして御説明申し上げます。

事項別明細書の378ページ、379ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

378ページ、379ページの1款保険料から、382ページ、383ページの8款2項2目1節雑入まででございます。

次に、歳出でございます。

384ページ、385ページをお願いいたします。

1 款総務費から、394ページ、395ページの 7 款 1 項 1 目予備費まででございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいた します。

- ○委員長 それでは、これより質疑を行います。 質疑はありますか。
- ○掛布委員 介護保険の事業基金の現時点での残額について、現在高についてお聞きしますが、決算書の411ページには、決算年度末現在高として、介護保険事業基金が9億2,798万円になっています。これは以前からこんなにためたら駄目だ駄目だと、保険料として返還するべき額なんだということで申し上げてきたんですけれども、その後、令和4年度の当初予算でこれを崩して投入し、さらにこの9月決算で積み立てているわけなんですけれども、結局9月決算、補正予算、全部終わった終了時点では、この基金の額というのは幾らになっているんでしょうか。これより減ってきているんじゃないかなと、減っているとしたら、いい傾向だなと思うんですけど。
- ○高齢者生きがい課長 今年度末の期首残高の見込みということでお伝えします。8億9,449万154円となる予定でございます。
- ○掛布委員 ちゃんと減らす方向に転換しているというか、減らす方向に行ってもらわないと困るわけなので、それは少々のことですけれども、ほんの少しですけれども減りかけているということは確認できたと思います。

あと、決算書の378ページ、379ページの中ほどにあります国庫補助金の1目調整交付金というのがあります。この調整交付金が予算現額では2億5,270万円ほどだったんですけれども、なぜか収入済額がぐっと減って2億865万円に減っております。あれ、どういうことかなと思ったわけなんですけれども、予算現額に対して調整交付金が4,400万円ほど減っているわけですけれども、この理由というのを教えてください。

○高齢者生きがい課長 普通調整交付金の減額の主な理由ということでよろ しいでしょうか。普通調整交付金は、2款を標準事業額としておりまして、 そちらの執行率が下がっていることが一因かと考えております。

- ○掛布委員 ちょっと最初の出だしのところが聞き取りにくかったんですけれども、どこの執行率が下がっているということですか。
- ○高齢者生きがい課長 2款の保険給付費でございます。
- ○委員長 よろしいですか。 ほかに質疑ありますか。
- ○掛布委員 先ほどの国保と同じお尋ねですけれども、介護保険料のコロナ 減免を令和2年度に続いて令和3年度もしていただいたと思うんですけれど も、令和3年度の件数と実績額を教えてください。
- ○高齢者生きがい課長 令和3年度のコロナ減免の実績でございますが、対象の方は43人、金額は188万7,300円でございます。
- ○掛布委員 ありがとうございます。

あと、決算書の390ページ、391ページのところに、総合事業の介護予防生活支援サービス事業費についてであります。いつも不用額が多過ぎるというふうにお聞きしているわけなんですけれども、この決算については少しだけ不用額が少なくなってきていて、いい傾向かなと思います。

その中で給食サービスですね。要支援以下の方の給食サービスと、要介護 以上の方に対する給食サービス、それぞれ令和3年度で何件支給されたのか というのを教えてください。

- ○高齢者生きがい課長 給食サービス費の実績でございますが、総合事業のほうでは、利用登録の方が275名、延べ食数が3万8,603食でございます。 要介護の方につきましては、登録が312名、延べ食数が2万4,493食でございます。
- ○掛布委員 以前からお聞きして気になっていたのは、給食サービスはただ申し込めば市からの補助がある給食サービスが自動的に、誰でもオーケーというわけではなく、いろんな要件があって、いわゆる本当の独り暮らしとか、昼間だけの独居の方とか、本当の独り暮らしでも基本チェックリストで、この方には給食サービスが支給してもいいよという、その関門を通り抜けないといけなかったりとかちょっといろいろ厳しい。昼間の独居で、敷地内に働きに行っているけれども、若い方がいらっしゃるような場合であったりとか、そういった場合は支給対象にしてもらえないというような、そういった条件

があったような気がするんですけれども、この令和3年度については、どのような支給要件を設けておられているのか伺いたいです。

- ○高齢者生きがい課長 特に要件の見直しというのは行っておりませんけれ ※ ども、昼間独居の方については、申請はしていただける状況です。
- ○委員長 ほかに質疑ありますか。
- ○掛布委員 いわゆる介護予防・生活支援の不用額をできるだけ下げて、こ れは計画値に対して、例えば介護予防・生活支援サービス事業費は4,647万 円の不用額が出ていて、一般の介護予防に対しては229万円の不用額が出て おります。計画値はこれからも年度を追うごとに上がっていくわけなので、 もっとしっかりとこの予算の不用額を減らすように、例えば地域のいろんな 取組がされていると思う、サロン活動がされていると思うんです。地域で運 動教室に取り組んでいたりされているんですけれども、市からの直接の、そ ういう教室を開くに当たっての講師を自分たちでお金を集めて、会費を払っ て講師の方に来ていただかないといけなかったり、会場費を自分たちで賄わ なきゃいけなかったりとか、いろんなサロン活動を活発にやっていくことで 介護予防の効果が上がるというのは、もちろんもう誰が見てもすぐ分かるわ けなんですけど、そこに対しての支援が社会福祉協議会を通してしか支援が なく、市が直接そのサロン活動の場に助成金を払うということがされていな いと思うんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。もっとこの 予算が余って不用額が出ているんだったら、それをもっとそういうところに 振り向けるということはできるんじゃないかと思うんですけれども。
- ○高齢者生きがい課長 サロン活動につきましては、社会福祉協議会のほう からの支援ということで実施されております。

あと、地域での運動教室につきましては市が負担しているものは半年間、 講師の謝礼について市のほうで助成をしております。半年過ぎますと、地元 のほうで参加している皆さんのほうで負担していただくという流れになって おります。

○委員長 ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた ※ 後刻訂正発言あり します。

暫時休憩します。

午前10時48分休憩午前10時48分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されま した。

議案第69号 令和3年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○委員長 続きまして、議案第69号 令和3年度江南市後期高齢者医療特別 会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 議案第69号 令和3年度江南市後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算認定について御説明をさせていただきます。

決算書の397ページをお願いいたします。

歳入については、398ページ、399ページ上段、1款後期高齢者医療保険料から、最下段の4款諸収入まででございます。

続きまして、歳出でございますが、400ページ、401ページ上段、1款総務 費から、中段の3款諸支出金まででございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

- ○委員長 それでは、これより質疑を行います。
 - 質疑はありますか。
- ○掛布委員 確認ですけれども、398ページ、399ページの最上段の後期高齢 者医療の保険料の額ですけれども、前年度決算に比べて収入済額が減少して おります。後期高齢者のこの保険料を払う方々の人数というのは当然増えて

いっているはずです。料率も令和2年度と令和3年度は変更していない、値 上げはされていないはずなので、結局この額全体がすごく大きく落ち込んだ ということは、それだけお一人お一人の平均のいわゆる収入というか、年金 額が減ったと、そういうふうに理解すればよろしいんでしょうか。

- ○保険年金課長 委員おっしゃられるとおり、料率のほうは変わっておりませんし、被保数のほうも増加しておりますので、その経過から推察しますに、 所得のほうが減少したのではないかというふうに考えております。
- ○委員長 ほかに質疑ありますか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた します。

暫時休憩します。

午前10時52分休憩午前10時52分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第69号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されま した。

請願第17号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制 度の堅持及び拡充を求める請願書

- ○委員長 続きまして、請願第17号 定数改善計画の早期策定・実施と義務 教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書を議題といたします。 それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。
- ○事務局 請願第17号、令和4年9月1日受付。件名、定数改善計画の早期 策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書。

請願者、岩倉市曽野町江毛1番地、尾北地区教職員組合執行委員長、柴田

健治外323名。

紹介議員、牧野圭佑、中野裕二、鈴木 貢、掛布まち子、大藪豊数、伊藤吉弘。

請願趣旨は、請願文書表の別紙2を御覧いただきたいと思います。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充 を求める請願書。

請願趣旨、未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していく ことは、全ての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子供たちの健 全育成に向けて真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校な ど子供たちを取り巻く教育課題は依然として解決されていません。また、特 別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支 援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。 さらに、小学校・中学校ともに新学習指導要領が全面実施となり、学習内容 の増加により、子供たちや学校現場の負担となっています。本年度、義務標 準法の改正に伴い、小学校について学級編制の標準が5年かけて学年進行で 35人に計画的に引き下げられることとなり、政府予算において、少人数によ るきめ細かな指導体制の整備のために744人の定数措置がなされました。し かし、中学校における少人数学級の推進については附帯決議の中で触れられ るにとどまりました。また、依然として教職員定数改善計画は示されておら ず、子供たちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なもので あると言わざるを得ません。少人数学級は、保護者・県民からも一人一人の 子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に 対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさ らなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度 の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内 閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条 の規定により意見書を提出されるよう以下の事項について請願いたします。 請願事項。

- 1. 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。
- 2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

以上です。

○委員長 ありがとうございました。

朗読は終わりました。

これより審査を行います。

皆様に御意見をお伺いしたいと思います。

- ○宮地委員 この請願に対して私、この文章の中で、少人数学級は保護者・ 県民から一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれま すという文章があるんですけれども、この言われることは、この請願そのも のはよく分かるんですけど、一人一人、私はあまり聞いたことがないもんで 非常に申し訳ない。ただ、反対はしないです。これは確かにやっていかなき ゃいけない問題だと思っていますので、この少人数学級、そして教育費の国 庫負担、これらに対して、請願に対しては賛成の意見ということで、賛成で す。
- ○委員長 じゃあ、採択という形ですね。
- ○岡本委員 まず、この請願に対しては賛成しておきます。

理由といたしましては、子供たちの教育というものを国家については百年の計を考えたときに非常に必要であり、国が動かなきゃいけないことであるなという思いから、このことについては賛成をしておくということでございます。以上です。

○掛布委員 請願についてはもちろん、紹介議員ですので賛成をいたします。 教育現場は本当にいろんな先生方がやらなければいけないことが山のよう にどんどんどんどん増えている中で、本当に定数、いわゆる35人学級を小学校だけではなくて、早く中学校まで拡充して、いわゆる正規の教員をしっかり増やしていくという、それが本当に一刻も早く求められていると思いますし、根本的には国がもっと教育予算をしっかりつけていくという、本当に教育現場の先生方が働き過ぎで、健康を壊されないことを祈るばかりですけれども、市に対しても市ができる範囲は限られているとはいえ、やっぱり全力で教育現場を守っていただきたい、子供たちに予算をしっかりつけていただきたいと思います。請願には賛成です。

- ○委員長 賛成ですね。
- ○宮田委員 請願には賛成させていただきます。

請願事項を拝見するに、これ、少子化対策にもつながるのかなというふうに私、考えています。子供の数が少ないからということで、先生の数も減らすということではなくて、少人数学級に対してきめ細かな教育、行き届いた教育というのが可能になっていくのかなということも感じますし、特に2番なんですけれども、子供1人に係る養育費というんですかね。よりも、はるかに大人になってからの納税額のほうが高いというのは、計算でも出ていることですから、先ほど岡本委員も言いましたが、国家百年の計ということを考えたときに、やはり国が憲法上で教育を受ける義務を課しているのであれば、子供たちは教育を受ける権利があるというようなことから、国庫負担を減らすということではなくて堅持するとともに、さらに前の水準に戻していくのは妥当なことなのかなというふうに感じております。以上です。

- ○委員長 賛成ですね。
- ○石原委員 この請願には賛成でございます。

国の未来を担うのは今の子供たちでありまして、その最も身近なところで接していただいて指導していただけるのが教職員の皆様でございます。この少人数学級など、新たな教育現場での大きな変化に今後しっかり対応できるような制度の見直しは必要だと考えますので、賛成でございます。以上です。

○委員長 ほかに意見はありませんか。大丈夫ですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいた

だくのを終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩午前11時02分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員の御意見は採択とすることですが、採択とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 本請願は採択とすることに決しました。

それでは、請願の採択に伴い、意見書の御協議をお願いいたします。

意見書の案を配付いたします。

暫時休憩します。

午前11時03分休憩午前11時03分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書の配付漏れはありませんか。

それでは、事務局より意見書案の朗読をさせます。

事務局、お願いします。

○事務局 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持 及び拡充を求める意見書(案)。

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子供たちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。さらに、学習指導要領の改訂に伴い、学習内容や授業時数が増加し、子供たちや学校現場の負担となっている。本年度、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の推進と35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員定数

改善計画は示されておらず、子供たちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上です。

- ○委員長 ありがとうございました。 この意見書(案)について御意見はありますか。
- ○掛布委員 本当に細かなことですけども、中にあります子供というのが何度も出てくるんですけれども、その漢字が、「供」が使われる、お供するの「供」、漢字になっているので、普通平仮名でする時代にもうなっているんではないかなと思い、請願文書の中は漢字ですけれども、意見書として江南市議会で出すのであれば、細かいことですけれども、平仮名の「とも」に直していただいたほうが、よりよくなるのではないかなと思いますが。
- ○委員長 ちょっと暫時休憩します。

午前11時08分休憩午前11時08分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほど、掛布委員から子供の「供」が漢字になっているんだけど、これを 平仮名にしたほうがいいのではないかという御意見がございました。

この意見に対して、その前にほかに意見はありますか、掛布委員以外に。ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 じゃあ、今の掛布委員の訂正に対して、この中で意見をまとめた いと思いますので、この掛布委員の意見のとおり平仮名に変えたほうがいい という方、その掛布委員の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

[賛成者举手]

○委員長 挙手多数でございますので、平仮名に変更するという形にしたい と思いますが、暫時休憩します。

午前11時09分休憩午前11時09分開議

○委員長 じゃあ、意見書(案)をこの先ほどの「供」という漢字を平仮名 に変えた状態で、修正案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は修正案のとおり可決されました。

続きまして、ただいまお認めいただきました意見書、修正案のほうを議長のほうへ提出し、議会に提案・提出をいたします。

提案理由は案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしければ、この意見書(案)を江南市議会会議規則第14条第 2項の規定に基づき委員会提出議案として議長に提出いたしますので、よろ しくお願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただき たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

行政視察について

○委員長 続きまして、行政視察についてを議題といたします。

資料につきましてはタブレットに配信しておりますので御覧ください。

この件につきましては、去る6月の委員会におきまして、正・副委員長に 一任していただいており、そうしたことから検討した結果を本日御報告させ ていただきます。

タブレットに配信してありますので、それを見ながらよろしくお願いします。

まず、日程は10月5日水曜日から10月7日金曜日までの2泊3日であります。

視察先と調査内容につきましては、10月5日水曜は東京都三鷹市で認知症施策についてを、翌6日木曜日は埼玉県志木市で小学校水泳授業委託事業についてを、最終日の7日金曜日は千葉県浦安市で未就学児の一時預かり事業についてを、それぞれ調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。

それでは、よろしくお願いいたします。

なお、詳細な資料につきましては、9月末までには事務局から届けさせま すので視察当日にお待ちくださるようお願いいたします。

常任委員会の研修会について

○委員長 続きまして、常任委員会の研修会についてを議題といたします。 この件につきましては、6月の委員会で、テーマについては子育て、少子 化対策についてという御意見がありましたが、それも踏まえて9月の委員会 で改めて御相談させていただくようになっておりました。

日程や研修テーマ、内容、講師などについて、改めて何か御意見はございますでしょうか。常任委員会の研修会について御意見ある方は見えますか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見もないようですが、研修会については今月中に正・副委員 長へテーマや講師などの御報告願えないでしょうか。複数の御意見をいただ いた場合につきましては、正・副委員長において調整を図り、決定していき たいと思います。また、テーマや候補者が出なかった場合には、正・副委員 長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでございますので、そのように決めさせていた だきますので、よろしくお願いいたします。

市民と議会との意見交換会

○委員長 続きまして、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件につきましては、議会改革特別委員会において、令和5年1月または2月に各常任委員会で団体との意見交換会を行い、対象団体、テーマ、日程、開催場所については各常任委員会で検討していくことと決定し、8月19日に開かれました各派代表者会議におきまして、その結果が報告され、了承を得られたところであります。

つきましては、議会改革特別委員会から対象団体の案が示されております ので、この案を踏まえまして御協議をお願いしたいと思います。

なお、団体との意見交換会の過去の実績をタブレット端末に配信しておりますので、参考にしてください。

それでは最初に、対象団体について何か御意見はありませんか。

こういう団体がいいよ、何かこの団体はどうだという意見はありますか。 後日でも全然いいんで。

- ○宮田委員 尾北高校。
- ○委員長 その理由は、ちなみにもしあれば、理由があれば教えてください。
- ○宮田委員 布袋駅東の図書館ができるんで、駅前に図書館ができるんで、 その影響だとかは一番尾北高校の生徒が感じると思うんで、その辺りで意見

交換会ができればなと思いましたけど。

- ○委員長 了解です。ほかに。
- ○掛布委員 ここの対象団体に上がっていないんですけれども、老人福祉センターの建て替えの関係で、市の構想では国際交流協会を建て替え後の新施設に今のところから移転させようとしているわけですけれども、私も本当に申し訳ないながら国際交流協会との接点があまり持てていない、議員の皆さんの中にはしっかり関わられている方もいらっしゃると思うんですけれども、なかなか一人であそこに行っても話が続かないというか、そういった弱点もありますので、委員会としてみんなで行けば、元気にお話がいろいろ忌憚なく、代表で頑張っていらっしゃる方々とか、なかなか伺うことができないお話とか、ついでにあそこへの移転に対して問題はないだろうかというようなお話もお聞きできるのではないかなと思った次第です。
- ○委員長 分かりました。

今のところ、尾北高校、それから国際交流協会という団体に対しての御意 見が出ました。

ほかに対象団体に対しての意見はありますか。 よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 この2つで、じゃあ、決めさせていただきたいと思います。 これに関してのまたそれに、尾北高校であればこういった内容と今聞かせ てもらったし、国際交流協会であれば、いろいろ内容があると思いますので、 またこの辺に関しても含めて正・副委員長のほうにお任せいただいてもよろ しいですか、決定のほうに関しては。

[挙手する者なし]

○委員長 それでは、ただいま出された案を基本として、正・副委員長で調整し、日程・開催場所等も決めて決定していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、正・副委員長で調整し、後日

皆様に御報告させていただきます。

なお、対象団体の都合もありますので、その場合は、正・副委員長に御一 任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議もないようでありますので、それでは、そのようにさせて いただき、こちらから後日御報告させていただきます。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

今回の委員会ですけど、先週金曜日1日で何とか3連休があったんで終わりたいという明言しましたけれども、全然終わりませんでした。ごめんなさい。私のちょっと力不足でございました。

皆さんも熱心に御審査いただきまして、本当にありがとうございました。 以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。

午前11時19分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長片山裕之